

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の創設について

1 制度の概要

(1) 対象者

被保険者のうち、被用者（給与等の支払いを受けている者に限る）であって新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日当たりの支給額（※1）× 支給対象となる日数

※1 $(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times (2/3)$

※2 1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の $1/30$ に相当する金額の $2/3$ に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とする。

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

2 市議会

5月臨時会に瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を提出併せて、補正予算案を提出

3 予算措置

1,560,000円

4 財源

特別調整交付金により全額交付される見込み

令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算

資料5-2

歳出

(単位：千円)

	款	項	目	事業	節	科目明細	補正前	補正額	補正後額	備考
①	2	6	1	9097	19	傷病手当金支給	0	1,560	1,560	傷病手当金（新型コロナウイルス感染症）1,560,000円
						補正合計		1,560		

補正理由

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の補正を行うもの

歳入

(単位：千円)

	款	項	目	節	科目明細	補正前	補正額	補正後額	備考
②	3	1	1	2	特別調整交付金分	32,311	1,560	33,871	
					補正合計		1,560		